

No.	項目	内容	対象の可否	更新日
1	補助率	今回の意向確認では補助率が府(国)1/2、事業者1/2に変更された理由は何か。また、交付申請時に今後府(国)10/10に戻ることはあるか。	今回の追加募集は本来令和4年度事業として執行する予定だった予算を、今般の新型コロナウイルス感染症の急拡大に伴い、前倒して令和3年度事業として実施するものとなります。そのため、これまで1次及び3次で活用していた内閣府の予算が活用できない旨、国から連絡があったためです。 なお、令和4年度4月ごろに令和4年度事業として募集する際には、補助率は10/10に戻る予定となります。	2022/1/31
2	その他	通知文には予算の範囲内での補助金執行とあるが、どういう意味か。	各園の申請状況によっては、予算が不足することが見込まれております。そのため、予算が不足した場合には圧縮率を乗せる可能性があります。圧縮率を乗せる際の計算式は下記のとおりとなります。 ( [交付基準額] または [事業実施に要する額のうち補助対象経費] のいずれか低い方 ) × 補助率 1 / 2 × 圧縮率	2022/1/31
3	その他	今回の追加募集で意向ありと回答した場合、令和4年度事業を申請できるのか。	今回の意向確認時に回答した金額が交付基準額の上限に達していない場合は対象となります。	2022/1/31
4	その他	令和4年1月13日付け教私第2715号にて、下記のいずれかにて内示を受けている場合でも申請できるのか。 ■ 幼児教育のための緊急環境整備事業（新型コロナウイルス感染症対策）1次 ■ 幼児教育のための緊急環境整備事業（遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の整備）2次 ■ 幼児教育のための緊急環境整備事業（新型コロナウイルス感染症対策）3次	どの事業で内示を受けていても、対象となります。	2022/1/31
5	その他	今回の追加募集で申請（意向確認へ回答）した後、取下げを行った場合、令和4年度の募集にはどのように影響するか。	今回の意向確認への回答をもって内示を行います。回答期限後に、取下げや辞退をされた場合であっても、内示額の変更には対応できません。この内示額は、令和4年度の交付基準額等へ影響しますので、意向確認への回答は、慎重に行ってください。	2022/1/31
6	追加募集	さらなる追加募集の予定はあるか。	令和3年度においては、追加募集の見込みはありません。 令和4年4月以降に、令和4年度事業として募集予定です。	2022/1/31
7	補助対象期間	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業（新型コロナウイルス感染症対策）4次はこれまでの同事業と同じく令和3年4月1日以降に購入したものが対象となるのか。	補助対象となるのは、令和3年12月1日～令和4年3月31日までに発注・納品・支払いまでが完了した事業のみが対象となります。本期間以外に発注や納品、支払いが完了している事業は対象外となります。	2022/1/31
8	補助対象期間	業者都合で3月末までに納品されなかった場合など、個別事情は考慮してもらえるか。	いかなる事情も考慮できません。そのため、補助対象期間（令和3年12月1日～令和4年3月31日）に発注～納品や支払いまで完了することが確定である場合のみ、今回申請してください。	2022/1/31
9	根拠資料	意向確認の提出時点で、根拠資料は必要か。	意向確認の回答段階では、根拠資料の提出は不要です。なお、今後の実績報告時には根拠資料が必要ですので、保管しておいてください。※十分な根拠資料がない場合、経費として認められない場合がありますので、根拠となりうる資料は破棄しないようご注意ください。	2022/1/31
10	根拠資料	実績報告書提出に向け、根拠資料は何を用意すればよいか。	見積書・発注書・納品書・請求書・領収書の写し、業者の提案書やカタログ等の写しの、すべてが必要です。なお、品名・金額・日付の記載がないものは認めません。 ※比較見積りを行っていない場合や、根拠資料がレシートのみ場合は認めません。	2021/7/14
11	根拠資料	3社以上の見積書は必要ですか。	原則、3社以上の見積書が必要となります。 なお、例外的に、契約（購入）ごとに1件の金額が10万円未満の場合は、園において価格調査を行ったうえで、見積書は1社でも差し支えないものとします。 その際は採択業者の見積書とは別に、価格調査を行ったことが分かる資料（カタログのコピー、調査を行った時点のインターネットの画面を印刷したもの等）を実績報告時に提出していただきます。	2021/7/14
12	根拠資料	通販（インターネット等）で購入した場合、根拠資料（実績報告書提出時）は何を用意すればよいか。	見積書・発注書・納品書・請求書・領収書の写し、業者の提案書やカタログ等の写しの、すべてが必要です。ただし、通販で購入した場合であって、業者都合により上記資料が発行されない場合に限り、下記により代替することも可能です。なお、品名・金額・日付の記載がないものは認めません。その他内容に不備・不足がある場合は経費として認めません。 ■ 見積書 商品ページの写しなど、比較見積りや価格調査を行ったことがわかる資料 なお、通販であっても、原則3社以上の見積書が必要となります。詳細は本FAQの6番を参照してください。 ■ 発注書 購入完了メールの写しや、通販サイトの注文履歴の写しなど、園が発注したことがわかる資料 ■ 納品書 通販サイトの注文履歴の写しや、配送業者の伝票控えなど、園に納品されたことがわかる資料 ■ 請求書、領収書 決裁完了メールの写しや、通販サイトの注文履歴の写し、払込伝票控えの写しなど、園が支払いをしたことがわかる資料  ※「△△のかわりに、○○は認められるか」といった個別のお問い合わせには対応できません。実績報告書提出時にご提出いただいた資料をみて判断させていただきます。	2021/7/14
13	根拠資料	ドラッグストア・ホームセンター・家電量販店などにおいて直接購入した場合、根拠資料（実績報告書提出時）は何を用意すればよいか。	見積書・発注書・納品書・請求書・領収書の写し、業者の提案書やカタログ等の写しの、すべてが必要です。ついては、レシート・領収書のみ提出は認めません。上記資料すべてについて代替できる資料を準備できる場合のみ、別途ご相談ください。	2021/7/14
14	根拠資料	かかり増し経費で、交通費を計上する場合、根拠資料は何を用意すればよいか。	「交通費清算書」を提出いただく予定です。なお、任意の様式等で提出いただいても差し支えありません。	2021/7/14
15	補助対象経費	令和4年1月13日付け教私第2715号にて、下記のいずれかにて内示を受けている経費を本事業に振り替えることはできるか。 ■ 幼児教育のための緊急環境整備事業（新型コロナウイルス感染症対策）1次 ■ 幼児教育のための緊急環境整備事業（遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の整備）2次 ■ 幼児教育のための緊急環境整備事業（新型コロナウイルス感染症対策）3次	いずれの事業であっても振り替えることはできません。	2022/1/31

No.	項目	内容	対象の可否	更新日
16	補助対象経費	教職員個人が立替払いをした場合、経費として認められるか。	個人の立替払いや代理購入は認めません。	2021/7/14
17	補助対象経費	諸事情により、領収書宛先や、配送先が園でない場合、経費として認められるか。	領収書の宛先及び配送先住所が園でないものは認めません。	2021/7/14
18	補助対象経費	運搬費（運賃・送料）は対象となるか。	対象外です。	2021/7/14
19	補助対象経費	国の優先供給で購入した消毒液は対象か。 また、根拠資料として示されている各種書類が発行されない場合、どうすればよいか。	対象です。 根拠資料としては、次の書類を提出してください。 ■発注したことがわかる資料（発注画面のコピー等）※日時の記載があるものに限りです。 ■納品されたことがわかる資料（配送伝票等） ■支払いをしたことがわかる資料（払込伝票、出金記録等）※日時・金額の記載があるものに限りです。	2021/7/14
20	補助対象経費	「かかり増し経費」とは何か	「かかり増し経費」とは、幼稚園が感染症対策の取組を徹底することに伴う業務量の増加分にかかる経費です。 具体的には、 ・子どもの居場所確保の観点から預かり保育に関して教職員が業務時間外に行う消毒等に要する経費等（通常想定していない感染症対策の業務への手当ても含む） ・消毒・清掃作業等の外部委託費 ・家庭訪問等実施のための交通費 ・家庭との連絡や保護者等からの問い合わせ対応のため、電話機等のリース料や増加した分の通信費 ・臨時休業中や分散登園等により作成する家庭用動画や教材等に要する経費 ・感染症対策の研修受講等に要する経費 ・感染症対策を徹底するために必要不可欠な検査費 ※感染症対策を徹底することに伴い、業務量が増加したことが確認できない場合は対象外 ※預かり保育事業補助金の対象教員の人件費は対象外	2021/7/14
21	補助対象経費 （保健衛生用品）	空気清浄機、サーキュレーター、体温計、CO2センサーなどは対象か。	「保健衛生用品」としては対象外です。（一度購入すれば一定期間使用可能な物品（備品に類するもの）は「保健衛生用品」としては全て対象外）。 なお、「かかり増し経費」として計上いただく場合は対象となります。	2022/1/31
22	補助対象経費 （保健衛生用品）	パーテーションは対象か。	机上に設置するもので、取付・取外が容易なものについては対象です。	2021/9/16
23	補助対象経費 （保健衛生用品）	消毒液の噴霧器やスタンドは対象か。	購入対象となる消毒液を購入するうえで、併せて、噴霧器やスタンドも購入するということであれば、対象です。 ただし、噴霧器やスタンドを単独で購入する場合は、対象外です。	2021/9/16
24	補助対象経費 （保健衛生用品）	消毒液・マスク・ペーパータオル・ビニール手袋など、感染症対策のために日常的に必要な物品は対象か。	対象です。	2021/7/14
25	補助対象経費 （かかり増し経費）	施設消毒にかかる経費は対象か。	園の教職員が予防のために行う消毒や、自主的に業者に委託して実施する消毒に係る費用などは対象です。	2021/7/14
26	補助対象経費 （かかり増し経費）	教職員のPCR検査にかかる費用は対象か。	予防のために園が自主的に教職員を受検させる場合の費用などは対象です。	2021/7/14
27	補助対象経費 （かかり増し経費）	抗原検査キットは対象か。	抗原検査キットは、国が一括購入し、幼稚園等に配布されることとなっているものを活用いただくことを想定しています。ただし、不足等が見込まれる場合に、園が購入した部分については対象です。 ただし、令和4年3月31日までに納品・支払いまでが完了しているものが対象となります。	2022/1/31

No.	経費	内容	対象の可否	更新日
1	その他	通知文には予算の範囲内での補助金執行とあるが、どういう意味か。	各園の申請状況によっては、予算が不足することが見込まれております。そのため、予算が不足した場合には圧縮率を乗じる可能性があります。圧縮率を乗じる際の計算式は下記のとおりとなります。 ( [交付基準額] または [事業実施に要する額のうち補助対象経費] のいずれか低い方 ) × 補助率3/4 × 圧縮率	2022/1/31
2	追加募集	3次募集のあと、追加募集の予定はあるか。	令和3年度においては、見込みはありません。 令和4年度4月以降に、令和4年度事業分として募集予定です。	2022/1/31
3	その他	今回の追加募集で意向ありと回答した場合、令和4年度事業に申請できるのか。	意向確認に回答した場合、R4年度は申請できません。 例え、意向確認後、交付申請段階で取り下げた場合や交付希望額が上限に達してなかった場合であっても申請できません。	2022/1/31
4	その他	今回の追加募集で申請（意向確認へ回答）した後、取下げを行った場合、令和4年度の募集にはどのように影響するか。	今回の意向確認への回答をもって内示を行います。回答期限後に、取下げや辞退をされた場合であっても、内示額の変更には対応できません。また、意向確認に回答した場合は、令和4年度は申請できません。意向確認への回答は、慎重に行ってください。	2022/1/31
5	補助対象期間	業者都合で令和4年3月31日までに納品されなかった場合など、個別事情は考慮してもらえるか。	いかなる事情も考慮できません。そのため、補助対象期間（令和3年12月1日～令和4年3月31日）に発注～納品や支払いまで完了することが確定である場合のみ、今回申請してください。	2022/1/31
6	根拠資料	意向確認の回答時点で、根拠資料は必要か。	意向確認の回答段階では、根拠資料は不要ですが、今後の実績報告時には根拠資料が必要ですので、保管しておいてください。※十分な根拠資料がない場合、経費として認められない場合がありますので、根拠となりうる資料は破棄しないようご注意ください。	2022/1/31
7	根拠資料	実績報告書提出に向け、根拠資料は何を用意すればよいか。	見積書・発注書・納品書・請求書・領収書の写し、業者の提案書やカタログ等の写しの、すべてが必要です。なお、品名・金額・日付の記載がないものは認めません。 ※比較見積りを行っていない場合や、根拠資料がレシートのみ場合は認めません。	2021/7/14
8	根拠資料	3社以上の見積書は必要か。	原則、3社以上の見積書が必要となります。 なお、例外的に、契約（購入）ごとに1件の金額が10万円未満の場合は、園において価格調査を行ったうえで、見積書は1社でも差し支えないものとします。 その際は採択業者の見積書とは別に、価格調査を行ったことが分かる資料（カタログのコピー、調査を行った時点のインターネットの画面を印刷したもの等）を実績報告時に提出していただきます。 ※1社のみが提供するソフト等、他社での取り扱いがなく、当該事業者からの直接販売のみの場合などは、その理由を説明する書面等を提出してください。（記載内容を判断の上、対象経費か否かを判断します。）	2021/7/14
9	補助対象経費	例えばどのような経費が対象か。	対象となる事業の例は次のとおりです。ただし、園務改善及び教育の質の向上に資することが客観的に判断できる場合に限りです。 ・指導要録等の書類作成業務や、園児の登降園管理を効率化するシステムの導入 ・預かり保育や幼児教育・保育の無償化に係る事務のICT化 ・保護者との連絡や情報共有を効率的に行うためのアプリの導入 ・教員研修や保育参観、小学校との交流事業等をオンラインで行うためのICT環境整備 ・保育動画の配信を行うためのICT環境整備 等	2022/1/31
10	補助対象経費	動画配信ソフト	教育の質の向上に資するものであれば対象。 (例) 授業参観や親子行事の実施の代わりに、動画配信を行うためのソフト	2021/7/14
11	補助対象経費	登降園管理システム	園務改善に資するものであれば対象。	2021/7/14
12	補助対象経費	園バス位置情報システム	園務改善に資するものであれば対象。	2021/7/14
13	補助対象経費	Wi-Fi環境整備	園務改善に資するICT化にあたり、無線LAN設置による通信環境の整備が必要な場合は、無線LANルーターの購入費・設定料・工事費も対象。ただし、大規模な施設整備となるものは除きます。  なお、園務改善に資するICT化にあたり、無線LAN設置が必須と言えない場合、システム導入費用として計上いただく費用の1/2以下であれば対象とすることができます。	2021/7/14
14	補助対象経費	PC・タブレット購入費	園務改善のためのICT化支援事業1次・2次 …システム導入にあたり必要な場合は、システム導入費用の1/2まで対象とすることができます。  園務改善のためのICT化支援事業3次（今回募集） …園務改善に資するICT化に当たり最低限必要となる場合は、システム導入費用の所要額によらず、備品のみでも対象となります。ただし、具体的な使用目的や必要性があり、園務改善及び教育の質の向上に資することが客観的に判断できる場合に限りです。	2022/1/31
15	補助対象経費	Excel・Word・PowerPoint等の基礎ソフト	対象外	2021/7/14
16	補助対象経費	運搬費（運賃・送料）は対象となるか。	対象外	2021/7/14
17	補助対象経費	調整費用は対象となるか。	対象外	2022/1/31
18	補助対象経費	リース料、保守費、端末設置費、通信環境整備にかかる工事費、通信費は対象となるか。	今回新たに導入するシステムや備品に係るものであれば対象です。	2022/1/31
19	補助対象経費	既存システムの改修	既存システムに含まれない別のシステムを導入もしくは新たなオプション機能を追加する場合の改修費は対象です。	2021/7/14
20	補助対象経費	既存システムに必要な備品	対象外	2021/7/14
21	補助対象経費	既存システムの保守・リース・通信費用	対象外	2021/7/14